

特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）についての質問に対する回答

令和 7 年 4 月 18 日現在

（問）

増床分の整備年度について、募集要項では令和 8 年 3 月 31 日までとなっています。増床にあたり、工事等は予定してしないのですが、具体的にいつ頃に定員変更（増床）日の設定をしたらよろしいでしょうか？

（答）

開設時期については、令和 8 年 3 月 31 日までとしています。可能な限り早い時期で定員変更（増床）日を設定してください。

（問）

整備予定地は同一敷地内に他サービスの施設等が混在しています。同一敷地内全ての土地についての記載が必要でしょうか。また、同一敷地内全ての土地の登記事項証明書の提出が必要でしょうか？

（答）

特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）の敷地に該当する土地及び建物のみ記載で問題ありません。登記事項証明書についても特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）の敷地に該当する土地及び建物のみ提出で問題ありません。

（問）

施設整備審査協議書兼誓約書の 3-4 法人監査等の状況（過去 6 年間）について、それぞれ過去 6 年間の直近のものだけの記載でよろしいでしょうか？

（答）

法人監査等の状況は、過去 6 年間で実施された全ての各関連法令に基づく監査又は立入調査について記載してください。また、各関連法令に基づく結果通知等の写し又は改善報告書の写しについても、過去 6 年間で実施された全てのものを提出してください。

(問)

現況図、配置図及び平面図等について、敷地が広大であり、縮尺が200分の1では収まらない。縮尺を変更したものの提出でもよろしいでしょうか？

(答)

別紙3「特別養護老人ホーム（広域型・定員30人以上）施設整備事業者募集に係る応募書類提出要領」の「6 設計図書等について」に記載のと通りの縮尺で提出してください。用紙サイズが大きくなる場合は、A4サイズに折り込んで提出してください。

(問)

応募書類チェックリスト（ファイルA）に記載のインデックス番号38の津波避難経路図について、提出が必須となっていますが、津波避難対象地域外の場合でも、提出は必要でしょうか？

(答)

整備予定地が津波避難対象地域外の場合は、提出不要です。